

生駒市条例第 1 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

期日前投票所の投票管理者	日額 1 6 , 0 0 0
期日前投票所の投票立会人	日額 1 4 , 0 0 0

」

「

期日前投票所の投票管理者	投票時間が 1 1 時間 3 0 分の場合の投票管理者	日額 1 6 , 0 0 0
	上記以外の投票管理者	日額 1 6 , 0 0 0 円に投票時間数を乗じて得た額を、1 1 . 5 で除して得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
期日前投票所の投票立会人	投票時間が 1 1 時間 3 0 分の場合の投票立会人	日額 1 4 , 0 0 0
	上記以外の投票立会	日額 1 4 , 0 0 0

」に改める。

	人	円に投票時間数を乗じて得た額を、11.5で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
--	---	---

別表備考第5項を同表備考第6項とし、同表備考第4項中「（投票所（期日前投票にあつては、期日前投票所。以下同じ。）を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。）」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 この表において「投票時間」とは、投票所（期日前投票にあつては、期日前投票所。以下この項において同じ。）を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。